

食品安全委員会（第619回会合）議事概要

日 時：平成28年8月23日（火） 14：00～14：14
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長ほか6名出席
傍聴者：報道0名、行政機関3名、一般0名

議事概要

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のクマホス試験法の改定

→厚生労働省から説明。

本件については、試験法の追加であり、規格そのものを変えるわけではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 1品目
ヘキシチアゾクス
- ・動物用医薬品 1品目
アルベンダゾール

→厚生労働省から説明。

本件については、新たな科学的知見を確認できないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を厚生労働大臣に通知することとなった。